

令和3年8月17日

第34回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置の区域については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとすることが決定されました。

まん延防止等重点措置の区域については、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとすることが決定されました。

- デルタ株への置き換わりが進み、全国の多くの地域で感染が急速に拡大していることを踏まえ、今一度、不要不急の外出や、移動の自粛等を強く求めるとともに、感染防止等の徹底に取り組む必要があります。

そのため、私からは、8月5日付けで指示した各種の取組について、改めてその実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すことを再度指示いたします。

加えて、今般、新型コロナ対応地方創生臨時交付金3,000億円の追加交付が決まったことを踏まえ、今般の決定により一層厳しい経営環境に置かれることとなる観光・公共交通事業者に当該交付

金が最大限活用されるよう、地方運輸局等から地方自治体等の関係者に速やかに働きかけてください。

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、テレワークの活用等による出勤回避の徹底など感染予防対策や体調管理をより一層徹底してください。
- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。改めて、省としてそのような思いを1つにし、しっかりと対応していきたいと思えます。
- 私からは以上です。